

「板橋区耐震改修促進計画 2035」策定方針について

1 計画の概要

(1) 計画改定の背景

この「板橋区耐震改修促進計画」は耐震改修促進法に規定される、住宅・建築物の耐震化（耐震診断・耐震改修等）を計画的に進めるための耐震改修促進計画であり、現計画「板橋区耐震改修促進計画2025 追録版」で3期目となる。

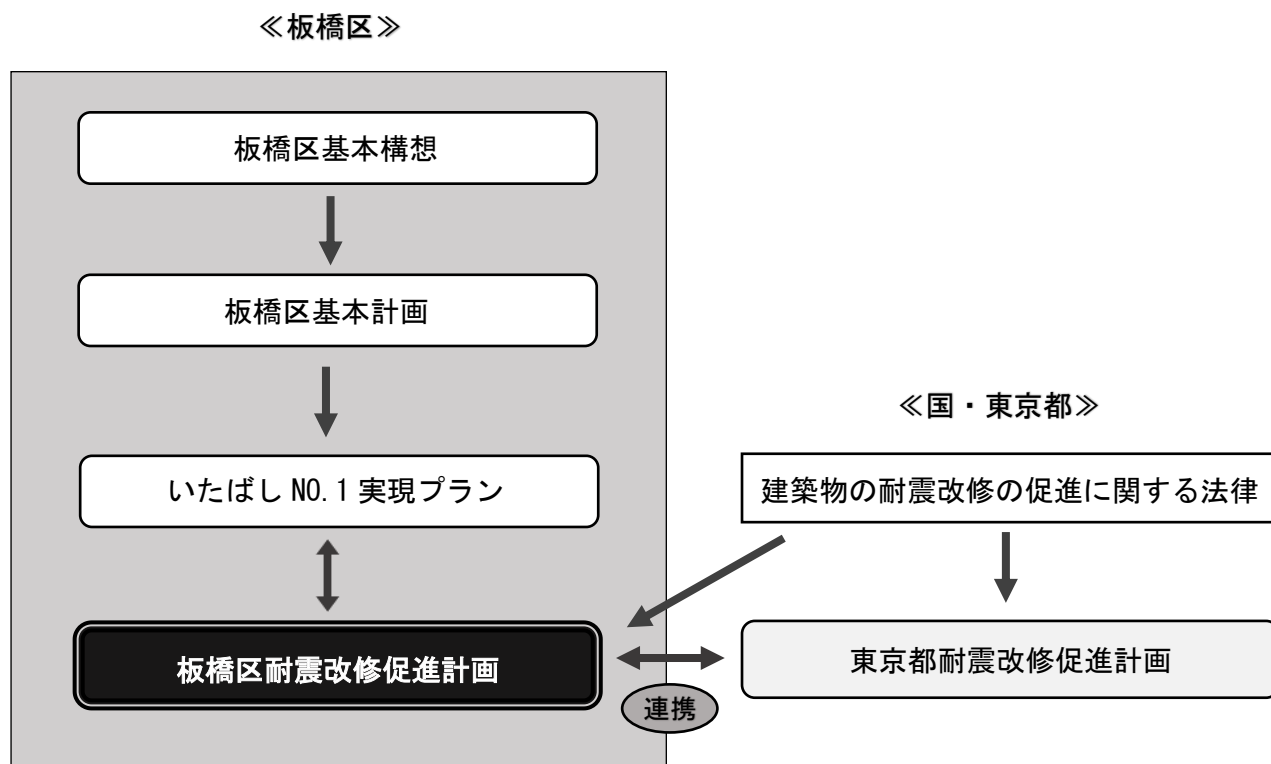
現計画では、耐震化に係る取組強化を図ってきたが、これまでの実績を踏まえつつ、より一層、区内の建築物の耐震化を促進し首都直下地震などで想定される建築物の被害・損傷を減少させ、災害に強いまちの実現をめざすため、「板橋区耐震改修促進計画2035」を策定する。

(2) 計画期間

本計画は、令和8年度から令和17年度までの10年間の計画とする。

なお、計画期間中の社会情勢の変化や計画の実施状況に適切に対応していくため、必要に応じて計画の改定を行う。

(3) 計画の位置づけ



2 耐震化の現状（令和 5 年度末） ※平成 30 年住宅・土地統計調査を基にした推計値

主な建築物の分類	耐震化率		
	前回改訂 (令和 2 年度末)	現 状 (令和 5 年度末)	目 標 (令和 7 年度末)
住 宅 ※	86.1%	88.0%	おおむね解消
特定緊急輸送道路沿道建築物	90.8%	92.1%	100%

令和 2 年度から 5 年度の 3 年間で、約 2% 上昇と微増している。

3 策定方針

耐震化促進の基本方針は、建物所有者の主体的な取組、区の責務、関係団体等との連携を継続しつつ、以下の内容をもって改定を行う。

(1) 現計画の検証

「板橋区耐震改修促進計画 2025 追録版」に基づく建築物等の耐震化促進の効果を検証する。

(2) 「東京都耐震改修促進計画」との整合

数年ごとに改定している「東京都耐震改修促進計画（令和 5 年度）」との整合を図る。

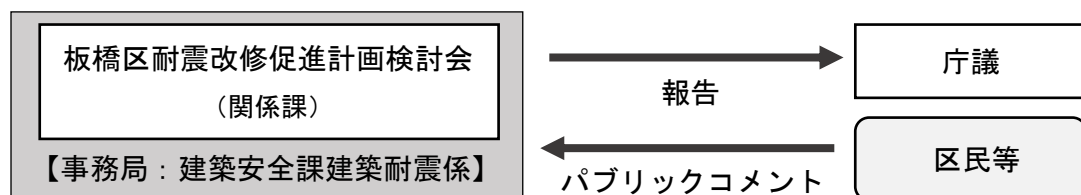
(3) 耐震化促進に向けた施策の検討

耐震化促進に向けて、既存事業の一層の促進を図り、効果的な施策について検討する。

【現状の施策】

- ① 緊急輸送道路沿道建築物、木造住宅、マンションの耐震化
- ② 組積造等の塀の除却

4 検討体制



5 今後の予定（計画策定スケジュール）

- 令和 6 年 1 2 月 策定方針決定（案）（第 1 回板橋区耐震改修促進計画検討会）
- 令和 7 年 2 月 策定方針決定（委員会報告）
- 9 月 素案（第 2 回板橋区耐震改修促進計画検討会）
- 1 2 月 素案決定（委員会報告）
- 令和 8 年 1 月 パブリックコメント（募集）
- 2 月 原案（第 3 回板橋区耐震改修促進計画検討会）
- 5 月 計画策定（委員会報告）